

平成28年度第3回寝屋川市男女共同参画審議会

日時：平成29年2月24日（金）午後2時から午後4時

場所：市役所議会棟4階会議室Ⅰ・Ⅱ

出席委員：玉井委員長、大東副委員長、林田委員、西田委員、

井川委員、細谷委員、池野委員、西尾委員

事務局：長滝谷人・ふれあい部長、澤井人・ふれあい部次長兼人権文化長、

阪本係長、北田、橋本、出口

○事務局　定刻となりましたので、平成28年度第3回寝屋川市男女共同参画審議会を開催させていただきます。

本日は初めに、新委員の御紹介をさせていただきます。寝屋川市民生委員児童委員協議会選出の小澤加津子委員から退任の申し出がございまして、平成28年11月30日をもって退任をされました。後任として寝屋川市民生委員児童委員協議会副会長の細谷喜久次委員に御就任をいただいておりますので、御紹介をさせていただきます。

では、細谷委員自己紹介をよろしくお願いいたします。

○委員　寝屋川市の民生委員・児童委員協議会選出ということで、この審議会に出させていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局　ありがとうございました。

次に審議会の成立についてでございます。本日は、13名中8名の委員の御出席をいただいておりますので、男女共同参画審議会規則第5条第2項の規定により、審議会は成立していることを御報告申し上げます。

傍聴の申請がおられます。

本日は4名の方から申請をいただいております。委員長よりお諮りのほうを

お願いしたいと思います。

○委員長 皆様よろしいでしょうか。

それではお入りください。

○事務局 それでは、これからの議事の進行につきましては、男女共同参画審議会規則第5条第1項の規定により、委員長にお願いをいたします。委員長よろしくお願ひいたします。

○委員長 それでは、次第にそって議事を進行していきます。

まず、男女共同参画啓発冊子を議題といたします。第2回の審議会後にお送りいただいた冊子に対して皆さんからいただいた御意見等を踏まえ、改めて案を作成し直されたので、内容について事務局から説明をお願いします。

○事務局 前回第2回の審議会でお示ししました、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取り組みの冊子案に対し、委員の皆様から多様な御意見をいただきました。皆様の御意見等を踏まえ、大幅にイラスト等を変更し、昨年10月に委員の皆様へ修正案を配付いたしました。再度御意見を募りまして、いただいた御意見を参考にし、ルビをふった新たな啓発冊子の修正案を今回お配りしたところです。

それでは、お手元の資料1、啓発冊子案につきまして御説明させていただきます。本日お配りいたしました修正前の冊子とあわせてごらんください。なお、ルビがふってある冊子が修正後、ふっていない冊子が修正前となります。

まず、表紙でございます。①コマ目から④コマ目のイラストについて、お父さんと子どもの吹き出しの上下を変更し、読む順番をわかりやすくしました。そして、②コマ目のお父さんのセリフの最後「～場面があるって言われているんだ」を「～場面があるんだよ」としました。また、③コマ目のお父さんのせりふの最後「根強く残っているかららしいよ」を「無意識の中に根強く残って

いるからね」としました。

次に1ページでございます。まず、「家事は家族みんなの仕事」の項目でございます。中段の女性が布団をたたいているイラストを、子どもがおもちゃを片づけるイラストに変更しました。そのイラストのすぐ下の文章2行目「～“性”によって役割を決め」の“性”という言葉を“性別”に変更しました。

次に、「子育てはお互いが分担しあうもの」の項目でございます。まず、項目の名称の中で「協力」という言葉を使っておりましたが「分担」に変更しました。次に、親子がお風呂に入っているイラストを、親子がスマートフォンを見ているイラストに変更し、あわせて吹き出しの文章3行目「お風呂に入れたり」の文言を削除しました。また、家族4人のイラストを共働き家庭のイラストに変更しました。そのイラストの横の文章1行目『「男性は仕事、女性は家庭」というように』の文言を削除しました。さらに、同文中の「性別にかかわらず」を「性別に固定されず」に変更しました。

次に2ページでございます。まず、「地域活動は積極的に参加しましょう」の項目でございます。吹き出しの2行目「～市民の皆さんの協力はかせません」を「～地域の皆さん一人一人の協力が必要です」に変更しました。また吹き出し下の若者が会議をしているイラストを、高齢者が会議をしているイラストに変更しました。

次に、3ページでございます。まず、「働く男女は対等なパートナー」の項目でございます。左上のスーツ姿の集団のイラストを、宇宙飛行士の男女のイラストに変更しました。また、スーツ姿の男女が会議をしているイラストを、医療関係者の男女が会議をしているイラストに変更しました。そして、吹き出し下、スーツ姿の男性が指をさし、女性が足を折り曲げているイラストを、スーツ姿の男女が握手をしているイラストに変更しました。

次に、「男女がともにイキイキと働ける職場づくり」の項目でございます。吹き出しの「男女がともにイキイキと働くためには、～」の「は」を削除し、「男女が共にイキイキと働くために、～」としました。また、セクハラで泣いている女性のイラストを、セクハラの相談をしている女性のイラストに変更しました。

次に4ページでございます。まず、「一人ひとりの個性や夢を大切に」の項目でございます。右上のさまざまな職業のイラストとして、3列13人で掲載していたものを、2列9人に変更しました。

次に、「みんな輝いて！」の項目でございます。吹き出し左上のスーツ姿の男女のイラストを、私服の男女イラストに変更しました。また、吹き出し右下のスーツ姿の男女とビルのイラストを、ビルのみイラストに変更しました。

最後に、5ページのチェック項目でございます。まず、③の問いかけ「地域の行事に参加するのは、女性の方がよいと思う」を「地域の行事は男性が計画して、女性がお手伝いするのがよいと思う」に変更しました。

次に、④の問いかけ「地域の避難所がどこなのか知らない」を「市内の避難所での炊き出しは女性の役割だと思う」に変更しました。

次に、⑤の「コピーや計算などの“定型的”な～」の“定型的”という言葉削除し、⑥の「男性が育児休暇を取るのは“情けない”～」の“情けない”という言葉“おかしい”に変更しました。

次に、中段左の女性の吹き出し「女は家庭？」を「女は家庭も仕事も？」に変更しました。また、仕事と家事をする男女のイラストを変更しました。

次に、下段の判定表で「はい」の数が0～3個の人の右の文章の1行目「周りの人にも思いやりをもって接するあなた」の部分「周りの人も尊重できるあなたに」変更しました。

また、4～7個の人の右の文章2行目中ほど「小さな積み重ねが住みよい～」を「小さな積み重ねが、誰もが住みよい～」に変更しました。

そして、8個以上の人の右の文章1行目「～しきたりに縛られがちなあなた」を「～しきたりに無意識に縛られがちなあなた」に変更しました。

説明は以上でございます。

○委員長　　ありがとうございました。大幅に変更があり、特にイラストは多様な働き方が、盛り込まれるようになったと思いますけれども、何か御意見ございますでしょうか。

○委員　　私前回欠席をしておりまして、もちろん会議録は拝見したんですけども、かなり新鮮な目で今回改定されましたパンフレットをまず一読いたしました。

そのときに一番違和感があったのは、2ページ目の地域活動のところ。「地域活動の中での男女共同参画」というのがここではテーマなんですけど、このメッセージはみんなが参加するんだよというのとどまっているというか、一般論で終わっているかなという気がいたします。

例えば上段の右側の「さまざまな地域活動に参加し」とあります。これも一般論で、こういうメッセージは必要ではないのではないかと。地域活動における男女の問題、ジェンダー（社会的性別）問題というのと、まずは特に働いている人の参加がなかなか見込めないという点、それから女性が主体的な役割、責任ある役割を付与されていない、この2点ではないかなと思います。そのあたりが、クローズアップされないような書き方になっていると思います。

例えば上段の左側の見出しの2段落目ですが、「開催の曜日や時間帯などの工夫、仕事中心のライフスタイルを見直し」たら、どうして男性も女性も地域活動に参加できるようになるのかなと思います。もちろん、働いている男性で

あれば見直せますが、どうして女性が工夫や見直しを行うことで地域活動に参加できるようになるのかが、不明確なのかなと思います。

これとの関連で、5ページのチェック項目の③「地域の行事は」というのがありますが、「男性が計画して女性はお手伝いをする」となっている地域活動は多々あると思います。こういったところをもう少し盛り込んだほうが、このチェック項目とも関連していくのではないかと思います。地域活動というと仕事をしてない専業主婦であるとか、あるいは高齢者だけがやるものだと思っているかもしれないけれども、仕事をもっている人も工夫次第で参加できるんですよ。それから女性もその中で責任ある役割を果たしていくべきだし、そういう工夫をしていかなければいけないというメッセージを前面に出してはどうかという意見です。

○委員長　ありがとうございます。前面に出すにはどういうふうにしたらいいですかね。

○委員　少し難しいところだと思いますね。

もう一つだけ言うと、上段の見出しの「仕事中心のライフスタイルの見直し」、これ無理ですよ。参加する側が、自分でライフスタイルを変えてまで地域活動に参加というのではなくて、決まった曜日に一同に会さなくても、いろんな多様なかわり方がありますよ。毎回来なくてもいいですよというような、働きかけができればいいのかな。それをどう文章にするかっていうのは少し難しいと思いますが、「地域の行事は男性が計画して女性がお手伝いをする」「女性は補助的な役割ではないんだ」というような文章を入れてあげると、それだけでも随分違うのかなと思います。

下段の見出しの「だれもが性別や年齢に関係なく」というのは大事な部分ではあるんですけども、ここは男女共同参画ですので、「多様な参加のあり方、

女性の主体的かつ責任あるかかわり方」というメッセージを、もう少し具体的に盛り込んではどうかという意見です。

○委員長　ありがとうございます。今、非常に貴重な意見をいただきましたけれども、ほかに御意見ないでしょうか。

○委員　1 ページの下段「子育てはお互いが分担しあうもの」の部分です。改定前は「お互いが協力しあうもの」となっておりました。見出しの中も「協力」が「分担」になっているのですが、家事を分担しましょうというのはすんなり入ってくるんですが、子育てはお互いが分担しあうというニュアンスが、どうもあなたは右手を洗ってわたしは左手を洗うというような、「分担」という言葉は少ししっくりこないので、「協力」を「分担」にされた意図がおりだと思うので、補足いただければと思います。

○委員長　「協力」を「分担」ということで、その御意見いただいた方からの説明をいただけたらと思いますが、どうでしょうか。

○事務局　きょう欠席されています。

○委員長　わかりました。そうですね、ここのところについては、どうですか皆さん。

○委員　「協力」のほうがりっくりくるかなど。家事でしたら食器を洗うとか、食事をつくる、洗濯をするということがありますけれども、子育てですから、「協力」のほうがり言葉的にはいいと思いました。

○委員　敢えて「協力」を「分担」という意図がおりだったと思うので、例えば、同じニュアンスとして「お互いが力を合わせる」とか、委員の皆さんから案を出していただければと思っています。

○委員長　「お互いが力を合わせる」どうでしょうか。

○委員　「協力し合いましょう」のほうがりりっくりくるのかもしれないと思

いました。

○委員長　　ここは「協力」ということでどうでしょう。

○委員　　中間取るわけじゃないけど、「お互いが協力・分担しましょう」でもいいのではないのかと。当然子育ては分担することもあります。「協力して分担していきましょう」でいいのでは。

○委員長　　どちらかにしなくてもいい。両方入れておけばいい。

○委員　　「協力と分担」でいいのではないのでしょうか。

○委員長　　今のところはそういうことでよろしいのでしょうか。他にどうでしょうか。配布の時期のことも考えて、今日、委員の皆さんから意見を出していただいて、一定の結論を出しておいたほうがいいかなと思いますが、どうでしょうか。

○副委員長　　5ページの①「女性が家事をやるのは当たり前のことだと思う」。昔からこの質問がありますが、よく考えてみると「女性が家事をやるのは当たり前だ、でも男性も家事をやるのは当たり前だ」というセットになっているような気がしますね。男性も家事をやるのだけれども女性も家事をやるのが当たり前だ、両方やるのも当たり前という人も「○」をしてしまうので、「主に」とか、「中心に」のような言葉を補うほうが、今風になるのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

○委員長　　男性も家事をやればということで、「主として」とか「主に」とかっていう言葉を入れるということでどうでしょうか。

時間の配分もありますので、全部出していただいて、全体のことが見えてきからというか、少し考えてほしいと思います。ほかに御意見ないでしょうか。

○委員　　同じチェック項目の⑥なんですけど、変えたところですね。「情けない」というのはもちろん問題だと。「おかしい」というのもちょっと抽象

的なのかなど。これは育児休暇を取る人がおかしいのか、育児休暇制度があったり押付けたりすることがおかしいという意味なのか、ちょっとわかりにくいかな。育児休暇を取る人がいてもいい、でも自分には取らないし、旦那さんにも取らせないけどという人は、「○」をするのかしないのか。ちょっとこれも回答に苦慮するかなという気がします。

○委員長 では、これは何に変えたらいいですか。

○委員 「違和感がある」とか。

○委員長 しっくりこないという意味ですよ。

○委員 「男性の育児休暇に違和感を感じる」とかですね。

あんまりかたい文章じゃないほうがいいですね。

○委員長 少しかたくておかしい感じがしますね。仮名をふっているというのは、外国人の方のことも配慮しておりますので、あんまりかたくないほうがいいかなと思います。

○委員 要するに違和感があるということですね。

○委員長 難しいですね、日本語は。

○委員 例えば、「男性が育児休暇を取るのは変だ」とか、「変わっている」とかも一緒ですかね。日本語難しいですね。

○委員 これは、要するに育児休暇を取る男性に対して偏見があるかどうかということですね。

○委員長 そういうことです。

○委員 制度に対してどう思うかではなく、「おかしい」でいいのかな。

○委員長 「女性が育休を取るのは当たり前であっても、男性が取っていること自体が、おかしい」。

○委員 「取ることには賛成できない」。

○委員長　これも保留ということで置いておいてですね、保留が今2カ所ありますけれども、私のほうから皆さんに御相談させていただきたいなと思います。下の欄の『「はい」と思ったことが幾つありましたか』と言って、0～3個の人が「自分を大切にするように周りの人にも尊重できるあなた、すべての人に輝く日々を送れるように多くの人にあなたの考えや思いを伝えてください」となっていますけれども、3個も「○」にした人が、果たしてそのように思いを伝えていいのかというのが私の意見です。これはやっぱり0個に限るのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

（「賛成」という声あり）

○委員長　すると、その下のところは、1個からということになりますが、これもかなり甘いですね。7個もある人が、「小さな積み重ねが、誰もが住みよい」と、どんな積み重ねをされるかわからないですが、これも少し厳しくしておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども。

個数と右の文章があわないと思いますので、何個ぐらいにしておきましょうか。

○委員　5個。

○委員長　では、6個以上になって初めて「従来の慣習やしきたりに無意識に縛られがち」だということによろしいでしょうか。

○委員　ちょっと甘い気もします。

○委員　ただ、これ1個から3個の人だと厳しいなって感じも。半分以上の判断かなと思いますけれども。

○委員長　「半分ぐらいがいい」「ちょっと甘いんじゃないか」という意見と両方ございますけれども、どうでしょうか。

○副委員長　それとは別に、真ん中の個数の人が、「様々な場面で少し変だ

など感じている、あなた」なんではないですか。「○」をしなかったというのはこれに否定的だという意味なのではないですか。

○委員長　そうですね、大体「少し変だな」という内容が、どう変と思っているのかがわかりにくいですね。

もう少しわかりやすい文章にここはしたほうがいいかもしれませんね。

難しいですね。事務局のほうから解説をお願いしたいんですが、この「少し変だな」というのは、何をどのように変だなと言っているか、考えて想定されているのでしょうか。

○事務局　この「少し変だな」といいますのは、結果「○」の個数に対して、今まで自分が考えていた、また自分が思っていたものと、少し違和感があるというような意味合いで、「少し変だな」という内容で書かせてもらっております。

例えば①ですね、「女性が家事をやるのは当たり前だと思う」と、口には出さずとも自分は無意識に、家に帰っても食器洗いをしない。けれども、このチェック項目をする際に自分は「女性が家事をやるのは当たり前だと思う」、そういうふうにしてきたなと感じたことを「少し変だな」という意味で書かせてもらっています。

ですので、この「様々な場面」というのは、この①から⑩に対して改めて自分でチェックをした中で、今まで自分が考えてきたこと、思ってきたことは何か「少し変だな」を意図とはしているんですけれども。

○委員長　性別役割分担意識にとらわれていたことが、「変だな」と思っている。

○事務局　そうですね。

○委員　チェックしてみて、とらわれていることに気づいたということ。

○事務局　　そうですね。

○委員　　気づくのかな、5個の人は。

真ん中の個数の人というのは、多数の人がここに当てはまると思いますが、自分の考え方とか生活の中に、知らず知らずのうちに固定的な役割分担意識があるんだという、そういう人ですよ。

○事務局　　そうですね。この御時世やはり男女平等というのは、皆さんほぼマジョリティー（多数者）としてわかっていることなのかなという考えです。ですけど、潜在的に、口では言うけども、実は自分の家庭での行動であるとか、職場の行動に関して、このチェック項目で、再確認していただけたらなという意味合いのものになっております。

○委員長　　「様々な場面で固定的役割分担意識にとらわれているなど疑問を感じているあなた」を確認。

○委員　　そういうことですね。

この「様々な場面」というのは生活の場面ではなく、このチェックをしている中での場面ということなんですね。

○委員長　　ちょっと長いですが、この枠の中に入りきるかどうか。

○委員　　例えば「その小さな積み重ねが」以降はなくてもいいかもわかりません。「ささいな疑問にも立ちどまり、もう一度考えましょう」まででも。

○委員長　　そうですね。それで解決しました。

○委員　　「固定的役割分担意識がまだ抜けないあなた」というふうですね。「変だと感じている」じゃなくて、「まだ抜けきれいていませんね」という話だと思えますね。

○委員長　　そうです。とらわれているなということで。それでは、ほかにないでしょうか。

私は、1 ページの上段のところですが、**「家事は家族みんなの仕事」**です。改定されたほうの子どものイラスト、子どもがおもちゃを片づけているイラストのところに、布団をたたいている女性の姿があって、この右側に洗濯を干しているイラストがあって、それがそのまま残っている形になっています。空白を埋めるイラストだと思えばいいんですけど、何でこれがあるのと言えれば違和感があるかもしれないですけど、どうでしょうか、そのまま残ったというイラストです。これはこのままでいいでしょうか。

○委員　よろしいかと思えますけれどもね。

○副委員長　意味のあるイラストであれば、そっちのほうがいいと思います。

○委員長　これをなくしておもちゃのところを右にずらすという方法もありますよね。

○委員　これ、女性が洗濯物をたたいているのがぐあい悪いわけですか。

○委員長　そうです。

○委員　上のほうは男性が料理しているんですよ。そうしたら別に女性が働いていてもいいんじゃないかという気はしますが。

○委員長　それは意識的に全部、今回外していると思います。

○副委員長　男性が洗濯するイラストとか、布団たたいているイラストはないのですか。

○事務局　恐らく検索すれば、あるかと思えます。

○委員長　それに変えていただいたらどうかと思います。あともう一点私のほうから、これは皆さんの御意見をお伺いしたいと思っていたのですが、1 ページの下段のイラストですが、スマホ持っているところがどうなんかなと思いました。子どもの貧困が言われている中で、やはり高価なものです。ただ検索して調べたら、都市圏ではもう小学生の7割6割が持っているというこ

とは現実としてあるみたいですけどね、ここのイラストとしてスマホ出すのはどうか、もっとほかに遊ぶイラストがあると思うので、あればそちらに変えたほうがいいのではないかなと思いますけれども、皆さんどうでしょうか。

それでは、保留になっていたのが2つで、一つが地域活動のところ、もう一つが5ページのところ。

○委員 ⑥の「おかしいと思う」の話が。

○委員長 この「おかしい」が解決してなかったですね。ありがとうございます。

○委員 ちょっと長いかもしれないですけど、「育児休暇を取る男性はすばらしいとは思えない」とか、「育児休暇を取る男性はおかしいと思うか」と言われたら結構答えに窮するかなという気がする。だから、「自分が取るかどうか」という質問に変えるか、「そういう人を見てどう評価するか」という質問にするかですかね。

○委員 改めてみると「おかしいと思う」だったらどちらとも取れるし、どちらと取っていただいてもいいような気はしますね。

○委員 フィーリングとしてこの文章を読んだときに勢いで「○」をしたくなるかどうか。あんまり難しくしないほうが、よくわかります。

○委員長 これ全部「思う」でやっているの、そこだけ「思わない」というふうに出てくるのが、少し違和感があるかな。

それでは、2ページの「地域活動」のところですね。ここのところがかなり難しいところですけども。

○委員 いろいろ先ほど御指摘もあったと思うんですけども、具体的に地域活動にこんな実際の様子があるとか、こういう是正すべき点があるとか、何かあってつくりこまれているんじゃないかと思うんです。

例えば、上段の見出しに「仕事中心のライフスタイルを見直し」という文言をなぜ入れられたのかなと考えたら、例えば男性が完全に地域は寝に帰るだけ、後は仕事をしているようなイメージ、そんな課題意識があって、こういう文言を入れられたのかなと思うんですね。

一方で5ページの㊦「地域の行事は男性が計画して、女性は手伝いをするのがよいと思う」が出てきたのは、恐らく地域の自治会関係の会長職にある方と言ったら、男性の方が圧倒的に多いよねという問題意識から出てきたからかなと思います。地域に実際こういう光景あるよね、でもそれは固定的役割分担だよねという基になる事象というのは、どういうふうに捉えてこの2ページをつくられたのかを、事務局からお伺いしたいと思います。

○事務局　委員がおっしゃったそのとおりです。例えば、PTAであればどちらかといえば女性の方が多いであるとか、地域の避難場所については働いている男性は知らないであるとか、自分の子どもの友達の名前を知らないであるとか、そういった要因を踏まえて、こういう文言にさせていただきました。

特段その「仕事中心のライフスタイルを見直し」というところは、男性も女性も同じことだと考えております。男性だから女性だからというところではなくて、双方が仕事中心のライフスタイルを見直して、地域活動に参加できるようにしましょうという意図が、事務局のほうでございます。

○委員　「仕事中心のライフスタイルの見直し」なんて、現実的に無理ですよという御意見もあって、実際はそういう人が多いだろうなどは感じます。

今おっしゃっていただいたような、背景なり地域の実情があるというのは、わかります。しかし、行政がそこまで言ってもいいのかというところだと思うんですね。結果行き過ぎたことを言われているような気は、文面からは感じると思うんですね。少し表現を和らげるということについては、賛成ですね。

○委員　私は「仕事中心のライフスタイルを見直す」ではなくて、地域活動は働きながらそれぞれのペースで参加できるんですよというメッセージを発信したほうが効果が高いと思います。

○委員　私も「仕事中心」となると、仕事を辞めるのかという話になってきます。仕事をしていても、私も昔の現役のときを思い出してどうかなって思ったら、結局仕事に逃げているわけですね。もう少しゆったりして、テレビ見ているとか、他のことをしたらよい時間もあるはずなんですよ。仕事と言わなくても自分の生活を見直して、もっと地域のほうに時間をつくって参加しましょうという感じの文章ができたらいい。仕事を入れると、仕事をしなければならないという意味になってしまうと思います。

○事務局　事務局としての一案でございます。「仕事中心のライフスタイルを見直し」というのを全面カット、削除をしてしまうというのはいかがでしょうか。

○副委員長　先ほど委員のほうからもありましたように、まずは女性の積極的な参画が必要なのであって、女性が地域活動の中でなかなか意見が言いにくい、お手伝いのようなことばかりをさせられているというふうな状況について、それは改めていきたいと思いますというのが、必要だというように思うんですよ。

○委員　ここの部分についてはすけれども、地域活動にかかわっている私の立場から言いますと、女性は地域活動に参加できないという皆さんの考え方はおかしいと思っております。現実には男性の自治会長が偉そうなことを言っても、女性の協力がなければ何もできない。女性が差別されているとか、参加できていないというような、皆さんがどこでどういうふうに現場を見てそういうことをおっしゃるのか、私にはちょっと理解できないんですけれども。現実のいろ

んな地域の活動の中で、多くの女性が中心的な役割を担っている方がたくさんおられますので、私は少し違和感があります。

○委員　多くの女性は参加されていると思います。なので、どういう地域の現場にイラストを当てはめたのかを聞いたのはそういうことだと思います。この2ページの上段は、どういう現場をイメージしたのかを聞いたらよりわかりやすいのかなと思います。女性は参加ができていないという現状を思われてこれを書いたのか、それとも仕事をしている男性は地域とはかかわりをもたないという現場を意識してこのイラストを描いたのか、私は後者だと思ったんですね。仕事をしている男性は、地域の活動にはあんまり参加してないよね。でも一方で、会長職とか主たる職種、PTAの会長とかも含めて男性のほうが多いよねという問題意識から、5ページの③「地域の行事は男性が計画して女性がお手伝いするのがよいと思う」が出てきたと思うんですね。

この2ページの上段は、どういう現場をイメージしてこの文章をつくられたのか、もう一回確認していいですか。

○事務局　後者で、「仕事中心」を割合として占めています。

○委員長　2つありますね。男性が仕事中心の生活をしていて、地域活動になかなか入ってこないということと、もう一つは、女性は参加しているけれども、お手伝いは女性がする、意思決定あるいは計画は男性だというような役割分担があるんじゃないかという、2つのことが言われていると思いますね。

○委員　でも、女性はしんどい仕事はさげたい。男性をもち上げておいて、やらせているという仕組みもあるんじゃないのかな。

○委員　PTAの現場もあれば、子育ての現場もあり、高齢者のお世話をする現場もある。いろんな現場があるんですけども、私は男性がリーダーシップをとって女性がそれに従ってという発想じゃなくて、今どきは女性がリーダ

ーシップをとるスタイルも結構あります。入れるんだったら若い世代の人です。男性も女性もどちらも、若い世代の人が仕事ということを理由に、地域の活動を避けているというんですか、女性もパートとか、仕事があるからってということで、お声かけしてもなかなか参加できない。若い男性も、仕事あるから手伝いしていただくのも難しいねということで、こちらが遠慮してしまう。

先ほどから議論している子育てとか家庭の中での男女共同参画ということであれば、若い男性の人や仕事をもっておられる方も、いろんな仕事の工夫で100%じゃなくて、女性がパトロールに行くんじゃなくて男性がパトロールしてもいいわけですし、やりようで私は可能だと思います。逆に若い世代の方が地域のことについてもっと理解いただくため、思い切って飛び込んでいただけたらありがたいなと思いますね。

○副委員長 先ほどの2つの視点、要するに女性の積極的な参画という側面と、もう一つの男性のその他若い世代の人たちにもやっぱり積極的にかかわるという2つ項目があるわけですから、まずは最初に上段では、女性の積極的な参画ということを書いて、下段で男性や若い世代の人も積極的にかかわりましょうというふうな形を取ればいいのではないのでしょうか。

○委員 今のその意見がもう一つよくわからないんです。上段では、なぜ女性の積極的な参画ばかりを言わなければいけないのか。地域活動とは、どのようなものなのですかと考えていかなければいけない。むしろ、下段では、災害等があり、高齢者だけじゃなくて若い世代の人を含めての隣近所でいろいろ知らないといけないこと、地域の人と交流しながらやっていかなければいけないことが、クローズアップされてきたと思います。それともう一つ、若い世代の人の子育てに関しては、子どもは地域で育てていかなければいけない、高齢者が周りにおられ、子どもを見てもらわなければいけないとかいろいろ出てくる

と思います。「地域活動は積極的に参加しましょう」と言っても、高齢者の男性、女性はたくさん参加しています。むしろ高齢者の女性のほうがずっと多い。

○委員長 委員がおっしゃっているのは、下段のところで言ってることで。

○委員 だから地域活動に積極的に参加しましょうと言っています。地域活動って一体何なんですか。PTAのことを言っているのですか。

○委員長 自治会もPTAも含まれます。

○委員 自治会と言えばほとんど子どもの関係ですね。

○委員 地域活動の話がヒートアップしていますので、地域活動の冊子かと思いがちですけれども、要は男女共同参画、固定的役割分担が地域の中にもあるのではないかということでこれ書かれていると思います。

さきほど副委員長は女性の参画を促すべきではないかとおっしゃったんですけれども、多くの女性は参画をしている、ただし責任ある立場にある方は少ない。会長職という意味で、そういう問題意識を多分書いておられると思うし、一方では現役世代で仕事がお忙しい男性の方はあんまり地域にでないよねというふうな固定的役割ということも課題をもっておられるという意味での、2つの課題提起をされていると思うんです。

ただ、それが伝わりにくいという現状があるわけですから、せっかく書かれるのでしたら、地域のこういう部分が今固定的役割分担で改善しないといけないというメッセージをもっと強めていただいたらと思うんです。あくまで性別的な固定的役割分担が地域の現場であるということが、誰が見てもわかりやすいようにしていただいたら、結構ではないかなと。

しかし、そんなに大きな問題でもない、ここに書かなくてもいいのであれば、無くしてしまってもよいのではないか。

○委員 つまり、このページを無くすということですか。

○委員　少しページ数がおかしくなるとは、思うんですけども。

○委員　私も実は一番最初にすごくこれ浮いているなという印象なんです。例えば働く女性が自分の活動の場として認識するのは、職場と家庭であって、そこに地域という場面がもう一つあるかということ、ないですよ。それは家庭の延長の中で、地域から期待される役割に対して、「あんたが出てよ、いやおまえが出る」みたいな、家庭内の問題として地域活動の問題が出てくることはあります。

　　実際、私も近所の地域活動を見ていると、女性がかかなり主体的な役割を果たしているところは多々あるんですよ。

○委員　特にボランティア（自発的）な活動ですから、本当は女性の方が、「会長になりたいけど男性じゃないとできないのよ」とかいう人がいるんだしたら、それはあえてここに書いて改善しましょうと言わなければならないことかもしれません。自然発生的な中で、その要職になくても実はリーディング（導いて）していただいている女性もいるよねということで、委員からおっしゃっていただいた。そういう現場も実際ありますし、果たしてここであえて取り上げなければならない、絶対これ改善しなければならないような地域の現状があるのかどうかだと思いますね。

○委員長　ありがとうございます。ここをなくすというのは、私は少し違和感があります。やっぱり家庭・仕事・地域というのは、あげるべきではないかと思います。

　　上段と下段がぼやけているのは、タイトルの「積極的に参加しましょう」と「誰もが主役です」は、非常によく似ており、上段と下段の言っている内容が明確でないのでタイトルを変える必要があるなと思うんですね。イラストもこの上段と下段の区別がつきにくいところがあります。例えば、上段で子どもた

ちが草抜きしている。しかし、子どもも主役ですよと言っているのは、むしろ下段のイラストに該当するのかなと。これ男女を意識しているんですかね。ということであれば上段かもしれませんが、ここの区別が曖昧になっていると思いますね。だから下段をこのまま置いておいたらいいと思うんですね。上段をどうするかですね。なくしてしまうというのも一つ意見として出ておりますけれども。

少し古いかもしれませんが、私がPTAや自治会活動に参加してきたことを考えると、なかなか女性は会長になれないということがありますし、自治会の会長もまず男がならないと、PTAの会長も一緒なんですけれども、他とのバランスが取れない。そういう関係というのは、やっぱり男女の中にあるのではないかなと思うんですね。委員の最初のほうの御意見で5ページの③がある以上、それとリンクさせて関係することを入れたらいいのではないかとおっしゃっていた。そのことをここに置いたらいいのではないかなという気がします。

○委員 私もこれ見ながら「第4期ねやがわ男女共同参画プラン」と照らし合わせて見ていたんです。「第4期ねやがわ男女共同参画プラン」の22ページ、課題の2として、「地域における男女共同参画の促進」という項目がありまして、(1)「男女で共に支える地域活動の促進」と(2)「防災や環境まちづくりへの男女共同参画の促進」ということで、2つに分けてプランの中では謳っているのですが、今おっしゃったように「地域活動は男女でともに支える」という1点と、それから「まちづくりにおいては誰もが主役です」という項目の流れになっているのではないかなと感じたんですが。

○副委員長 実際にちょっと統計データをもっていないので、わからないんですけれども、アンケートの中に女性が積極的に参画しづらいような状況にある

と出ていたと思うんですけど、その数字のデータが劇的に変化していたとは記憶はしてないんです。

要するに、積極的に参加しづらい状況というのは、そんなには変わっていないという現状があるのではないかなと思うんですけど、済みません記憶違いかもしれませんので、いかがでしょうか。

行政としては、女性は組織には参加はしているけど、計画の中にきちんとかわっていないという状況が問題なので、女性が積極的にかかわるということを書く必要があるし、それを後押しするような体制をつくっていくということが必要なんだ。それ多分「第4期ねやがわ男女共同参画プラン」の中に書かれていると思うんですけども。

それと同時に、それだけを書くとは女性だけのことをあげることになるので、例えば、「男性もまた仕事を理由に女性だけに押しつけるようなことがないようにしましょう」とか、ここの項目をまとめたほうがいいのではないのかなと思うんですけども。

○委員 大体近いんですけども、前半は私も全くそのとおりでと思います。もう一つの項目は、男性がじゃなくて働いている人も、働きながらも参加できますよ。そうするとさっきの若者をどういうふうに入れていくかという問題も解決がつかますし、働いているのは男性だけじゃないという大前提がまず必要だと思うので、女性が参画していくことの重要性と、働く人も働きながら参加できる仕組みづくりみたいなものをしていきたいと思いますという、その2つはいかがでしょうか。

○副委員長 これ以上段と下段の2つに分けられるのではないのかな。

○委員 いろんな御意見が出て、1周して今個人的に思いますのは、先ほど事務局がおっしゃっていただいたように、「仕事中心のライフスタイルの見直

し」も、ここは例えば削除していただいて、委員の皆さんおっしゃったことが行間として読めなくもないような気がするんですよ。どうでしょうね。行間がそう読める、男性も女性も参加しているよ、いろんな現場を見ておられる方がいらっしゃるわけです。

私もPTAをイメージしたら女性の参画は多いと思うんですよ。女性のメンバーも多いけど、会長は男性のほうが多いなという現場を私は見えています。しかし、全く違う現場を見ておられる方や全く違うデータを参照される方もこの中にもいらっしゃるわけで、という意味からするとなかなか表現を決めうちにして書くということが難しいなと思います。ですから一人の委員の意見として、「仕事中心のライフスタイルの見直し」というところは削除していただきつつ、上段、下段の文章の行間は読まなきゃならないんですけども、読めるような気もしてきたなと思います。

○委員長　ありがとうございます。元に戻すということをおっしゃっているんですけども、上段の「男性も女性も地域活動に参加できるようになります」ということと、下段の「性別や年齢に関係なく、地域に住む主役として参画することが大切です」というのは、重なっていると思うんですね。これは明確じゃないので、ここは手直しが必要ではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○委員　私も自治会に参加させていただいているとき、総会などがありまして、進行されるのは会長や三役の方で、女性の皆さんは意見を言わなくて皆さんが出された意見に賛成したらいいみたいな感じのお話をされているのを聞きますと、進められるのは男性の方、という意識が女性のほうにもあるんだろうなと思う体験をしました。そういうところを見直していただけたらいいと思いますので、上段には「女性が主体的に参画をしていく」というようなことが入れ

ばいいと思います。

○委員 要は主体的な女性の参画というものをわかりやすくどう表現するかってことですよね。この地域の行事は男性が計画して女性がお手伝い、すごいわかりやすいので、こういう平易な言葉を使いながらそのあたりをどう説明するか。恐らく委員の皆さんの意見はほぼ一致している。表現の仕方が少し難しいねということだと思います。

○委員 何が言いたいかをはっきりさせたらいいんです。「女性も参加するんだけど、リーダー的・主体的に参加してないことを改善したい」と、そういう表現にできるんですね。

「時間帯工夫して仕事中心のライフスタイルの見直し」だったら、男性が言っているみたいな感じがします。男性が仕事を理由にして参加しないのを、こうしたら参加できるんじゃないですかと言う感じ。実際は女性も参加しているんだけど、もう少しリーダー的な立場でもっと参加してくださいということ表現したらいいのであれば、そういう表現を何か考えたらいいのかなと思うんですけどね。

○委員 個人的に受けた印象は、女性が参加はしているけど参画はしていないという課題意識については、下段がそうなのかなと受け取ったんです。上段は夫婦のどちらかが働いており、地域活動には参加していないという人が多くいませんかという内容と思っていたんです。

上段は女性の参画を促す内容だとは取らなかつたんです。最初見たとき、女性が主体的な意思決定に参画をすべきというメッセージは下段に感じたんです。そういうすみ分けかなと私は見えたんです。そうじゃないとらえ方をした方もいらっしゃると思うので、解釈が揺れるような内容だと思います。

○事務局 委員の皆様方おっしゃられたような、まさにそのとおりでござい

まして、地域活動はさまざまでございます。PTAは女性が多かったり、また自治会を見ますと男性の参加が多かったりと、それぞれの地域活動のポイントで見ていくと、いろんな地域活動があるかと思えます。委員長からもありましたように、上段と下段、確かにぶれているところもございますので、一旦委員の皆様方の御意見を踏まえまして、事務局のほうで改めて案をつくらせていただいて、もう一度委員の皆様方に見ていただくということよろしいですか。

○委員長　　よろしいでしょうか。そうしていただくと大変助かります。

　　次回の審議会までに見出しと内容をもう一度見直していただきたい。

○事務局　　その他の修正分もあわせて、事務局でさせていただきます。

○委員　　細かいことで恐縮です。2ページの下段の見出しの文言なんですけど、「だれもが性別や年齢に関係なく」という表現になっているんですけど、4ページの下段「みんな輝いて！」のところでは、「性別に関わりなく」という表現になっています。寝屋川市の女性活躍推進計画案の1趣旨・目的の上部にも「関わりなく」という文言になっていたんで、「年齢に関係なく」というのを「関わりなく」というように、合わせておいたほうがすっきりするかなと感じました。

○委員長　　ほかにこの男女共同参画啓発冊子について言っておきたいことはないでしょうか。

　　なければ次に進んでいきたいと思えます。

　　次第2の『女性活躍推進法に基づく「推進計画」について』議題にしたいと思えます。

　　第2回の審議会において、女性活躍推進法の施行に伴う「女性の職業生活における活躍についての推進計画」の策定趣旨を説明してもらい、今回の第3回の審議会でも「推進計画」策定の方向性を確定していくことが提案されました。

その方向性を定めるにあたって資料等に基づき事務局から御説明をお願いします。

○事務局　それではまず資料について確認させていただきたいと思います。

次第には資料2とのみ記載しておりますが、事前にお配りしました「寝屋川市女性活躍推進計画案」の冊子が1点、ございますでしょうか。

次に、「女性活躍推進法関係」の冊子が1点。

次に、「第4期プラン・女活法・推進計画の期間」というタイトルで、2026年度までのA4横のスケジュール表が1点。

それと、本日お配りいたしました、「大阪府及び枚方市と守口市の推進計画策定状況」の3セット物が一つありますでしょうか。

それで4点セットでございます。

○委員長　ありがとうございます。

○事務局　説明させていただきたいと思います。

前回、第2回の審議会で推進計画の策定方法につきまして、さまざまな御意見をいただきましたが、今後のスケジュールも勘案する中で、今回の案を御提示させていただきましたので、経緯を含めて御説明申し上げます。

A4横のスケジュール表をごらんください。1段目は「年表」、2段目は「第4期ねやがわ男女共同参画プラン」、3段目は「女性活躍推進法」、4段目は「推進計画」の4つの期間を掲載しております。以降2段目から4段目をプラン、女活法、推進計画と述べさせていただきます。その中で女活法は本年度から2026年度まで10年間の時限法でありますので、女活法に基づく推進計画2026年度までとする必要があると考えております。

一方、現行プランは2021年度までを期間として策定しており、推進計画が2019年度からスタートすると想定した場合、現行プランの残りの期間は3年となります。その期間の事情を踏まえた上で、前回の審議会でも御説明を

したとおり、推進計画の取組は現行プランの取組と多くが重複します。そこで、プランを改定し推進計画と一体的に策定することが効果的で理解もしやすいと思われる。

事実、後ほど御紹介しますが、推進計画の策定期とプランの改定期が重なった場合は、枚方市や守口市の場合に多くの自治体が一体的に策定をしているところです。しかし、本市の場合プランを改訂するとなると2019年度に改訂版を発行する必要がありますが、費用対効果に加え、間もなく2020年度となります、次期プラン策定の取り組みを開始することも勘案した場合、今回推進計画は別冊で策定。次期プラン策定の際に組み入れて、一体的な策定していく方法が有効であると考え、この案を提示させていただきたい次第でございます。

ここで、推進計画案についてお断りがあります。事前にお配りした推進計画案は3枚目と4枚目が空白になっておりました。当該空白個所は、推進計画の核となる項目ですので、委員の皆様の御意見等をいただき反映した内容を、次回の審議会で御提示する進み方を想定していたため空白にしておりましたが、「一定のたたき台が必要ではないか」とのお声もいただき、空白部分について事務局案を記載させていただきました。まことに恐れいたしますが、差しかえさせていただきますと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、説明させていただきます。1枚目をおめくりいただくと目次がございますが、4つの項目と参考資料で10ページ程度の構成を想定しております。

まず、目次の次のページ「1趣旨・目的」につきましては、女活法が成立した背景を述べた上で、推進計画を策定する趣旨・目的を記載しております。また、先ほど今後のスケジュール表の中でも御説明いたしましたとおり、計画期

間は2026年度までとし、プランの期間も踏まえ、推進計画の見直しについて検討することとしております。

続きまして、次のページでございます。「2女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」と題し、(1)「法律の目的及び女性の職業生活における活躍の必要性」として女活法の目的である第1条を設けて掲載し、その下に女性の就労に関する必要性についての現状を記載いたしました。

次に、(2)として「市町村推進計画」策定の法的根拠として次ページにつながるような目次的に3つの基本目標を記載しております。この3つの基本目標につきましては、女活法の目的とこの推進計画案の最終ページに参考資料として添付しております。国の基本方針を勘案し、現行プランの項目をプラスして策定した基本目標でございます。

では、次のページをごらんください。「3基本目標の現状と課題に対する取組」と題し、3つの基本目標に対しそれぞれが、「ア現状と課題」、「イ取組」という項目を策定しています。

(1)基本目標Ⅰ「就業や企業に関する支援の推進」でございますが、国の基本方針で示しております、「女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置」を受けての項目で、新たな取り組みとして、⑤の「女性活躍推進法に規定する一般事業主行動計画の啓発」を設定いたしました。

次に(2)基本目標Ⅱ「行政内部における男女平等の推進」でございますが、女活法の大きな目標の一つが事業主の行動計画の策定であり、行政の行動計画である「特定事業主行動計画」の推進を図ることが必要との認識から項目をもうけ、新たな取り組みとして、③「女性活躍推進法に規定する特定事業主行動計画の推進」を設定いたしました。

次に(3)基本目標Ⅲ「仕事と生活の調和の推進」でございますが、国の基

本方針では随所に「職業生活と家庭生活の両立」という言葉が見受けられることから、当該目的を盛り込んだところです。なお新たな取組として、⑤「女性活躍推進法に規定する女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置」を設定いたしました。

続きまして、次のページの「4女性の活躍推進に向けた体制」についてでございます。推進計画の実効性の確保に当たりまして、「本審議会」と「男女共同参画推進本部」の専門組織及び女性活躍推進の核となる施設「ふらっとねやがわ」の充実及びに「市民、関係団体及び関係機関の連携」を女性の活躍を推進する体制として位置づけたところでございます。

推進計画案の説明は以上でございます。

最後に、参考資料として追加配付いたしました、他の自治体の推進計画の策定状況について少し説明させていただきます。大阪府と枚方市と守口市の3自治体の資料でございますが、いずれも本市で言いますプランの改訂に合わせて推進計画が策定されたため、プランと一体となった策定方法となっております。

例として枚方市の資料をごらんください。「第3次枚方市男女共同参画計画」とございますが、これは「第4期ねやがわ男女共同参画プラン」に相当します。配付の資料は推進計画に関するページを抜粋し、特に関係する場所を太字にしたものでございます。枚方市では1ページから2ページに記載のとおり「計画の位置づけ」や「国や府の動向」などで関連する文言を加えるとともに、2ページから3ページに記載したとおり、参画計画全体で5つの基本目標がありますが、その内の一つ「基本目標3」を女活法に基づく推進計画とし位置づけ、4つの基本方針を定めた内容としております。ただし推進計画として新たに設定された「取り組み概要」は、3ページ4行目の「女性活躍推進法の周知に努めます」という項目のみで、他の「取り組み概要」の項目は従前からの取

り組みあるいは言い回しを若干アレンジした取り組みでございます。

守口市も枚方市と同様の策定方法でございますが、参画計画全体で11ある基本方針のうち、一つの基本方針の一部を推進計画に位置づけ、4つの具体的施策を設定しております。

なお、大阪府は国の基本方針の「女性の職業生活における2つ目の推進計画の施策」をベースにして推進計画を策定しており、コピーを配付させていただきました。

これらほかの自治体も参考していただきながら、御意見・御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長 この3点セットについては議論を深めるために用意してほしいということをお願いしました。ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明に対して、御質問・御意見等ございましたらよろしく願いいたします。

「寝屋川市女性推進活躍計画案」の完成に向けて、たたき台として出させていただきました。事務局からのものを見ていただいて、疑問などを感じられたところの御意見いただけたらと思います。

○委員 「推進計画案」の「4女性の活躍推進に向けた体制」の1番に、この男女共同参画審議会が位置づけられていて、この本計画の実効性を確保するために、この審議会が果たすべき役割が、この文言だけではわかりにくいので、もう少し御説明いただければと思います。

特に「施策その他の重要事項の調査、審議を行う」となっているのですが、この審議会でどのような調査を行うというイメージがあるのかを、少し掴みにくいので、御説明していただけますか。

○事務局　審議会のほうでは、この平成28年度の啓発冊子また推進計画案に対しての審議をいただいているところではございますが、平成27年度以前に関しては、推進プランの進捗状況などを各委員の皆様方に見ていただきまして、御審議いただいているということもございます。そういった内容を踏まえて、このように記載させていただいたところでございます。

○委員長　　どうでしょうか委員。今の御説明でわからなかったところがあればさらに質問してください。

○委員　　推進プランの進捗状況について論議をするというのは、今までも審議会の中でされていたことは理解しているんですが、それと同じ認識でよろしいでしょうか

○事務局　　推進プランイコール市の施策に当たりますので、推進プランもそうですし、その施策に対しても御審議いただくという御理解で結構かと思いません。

○委員長　　その前の調査はどうなるのでしょうか。

自由にはできるわけではない現実があると思いますが、審議会でわからないことがあるから自由に調査したい。その点を委員は指摘されたと思います。

○事務局　　「重要事項の調査」、ここに関しましては、実際に審議会のところで直接的な調査というのはなかなか考えにくいところはあるかもしれません。例えば行政で市民意識調査、推進プランを策定するにあたって意識調査をさせていただく、そのことをここでは書かせてもらっています。審議会として直接的な調査というのはこれまでもなかったのは事実でございます。庁内行政のことで施策として何か調査してほしいというようなことがあれば、事務局といたしまして関係所管課に調査をさせていただくことは可能かと思えます。

○委員長　　わかりました。今可能だということがわかりましたので、今後こ

のことについて調査してほしいことを審議会のほうから要望が出せるということ
とで確認が取れたかと思います。

○委員 推進計画案をいただいたのは、女活法に基づいて寝屋川市の推進計
画をつくっていかうということですね。

○委員長 そうです。

○委員 女活法ができた中で、今まで推進プランで取り組んでいないだけ
ども、推進計画案で取り組まなければいけないのが、この太字の部分ですか。

○委員長 そうです。

○委員 配布資料として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
の概要」がありますね。この概要というのはその女活法をさらにもう少しわか
りやすくまとめてもらっているんですか。

○事務局 この「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要」
のページだけが女活法の概要となっています。その次、タイトルが「女性の職
業生活における活躍の推進に関する基本方針の概要」となっています。これは
国が定めた女活法に基づいて定めた基本方針の概要を、2ページでまとめたも
のになっております。

○委員 これは女活法ができたから、概要が後でできたわけですね。

○事務局 そうです。女活法の中で国が基本方針を定めるという条文がござ
いますので、それに基づいて基本方針は国のほうが閣議決定で策定されてお
ります。その概要がこの2ページとなっております。

○委員 それに基づいてこの大阪府が「おおさか男女共同参画プラン」をつ
くったわけですか。

○事務局 そうです。前回にも御説明させていただきましたが、特定事業主
行動計画につきましては、都道府県は義務となっております。それに基づいて

大阪府が「おおさか男女共同参画プラン」を作成しました。

○委員 この中からまず取り組んでいく。

○事務局 そうです。ただし市町村に限っては特定事業主行動計画については義務になっておりますが、今回、委員の皆様方にお示ししています推進計画案については、努力義務となっております。

御説明にもありましたように、各市町村はプランがちょうど改訂時期を迎えている市町村に限っては、DV法にある推進計画と同じようにプランに包含した形で改定をしております。それがこの近隣市であれば守口市であったり枚方市であったり、プラン改訂時にこの推進計画を包含した形での改訂版となっております。これの一部を抜粋しておりますので、包含した形というのは見えにくいかもしれませんが、この推進計画案というのはそういった形となっております。

○委員 推進計画案に太字で記載してもらっているんだけど、これだけで十分かどうかを議論していくわけですね。

○委員長 そうです、内容に関してはそうです。ただ時間的なことがありますので、そこまで読み込むのがきょう1日では難しいと思います。次回、細かく見ていただいたらいいかなと。宿題の形になるんですけども、計画案を見る上で3点セットを参考にさせていただくということで、きょう事務局のほうから配っていただいているということでいいかと思います。

○事務局 今委員から質問があった補足説明でございます。

この推進計画案のほうですけれども、3ブロックにわかれておまして、それぞれ取り組みについては書かせていただいているところではございますが、この取り組みにつきましては、こちら男女共同参画推進プランの基本目標Ⅲ、及び基本目標Ⅳに記載されている取り組み内容を記載させてもらっています。

ただし、あくまでもこれは女活法の推進計画でございますので、この基本目標Ⅲ、Ⅳの女性の職業生活にかかわるものをこの推進計画案のほうに記載させてもらっています。これは前回は御説明させていただきましたが、もう既に寝屋川市ではこういうプランができておりますので、この中にある女性の活躍に関する取り組みも行政の文言として書かせていただいております。なので、改めてこの推進計画案に書くのもおかしな話になりますので、基本的にはこのプランに書かれている取り組みを記載させてもらっています。

ただし女活法には女活法にしか書かれていない項目がございますので、その項目に関しましては、国及び地方公共団体の機関における特定事業主行動計画、これに基づいた女性の活躍への取組。また、国及び地方公共団体以外の一般事業主で、労働者数が301人以上は一般事業主行動計画の策定が義務づけられております。そして300人以下の事業所は努力義務として一般事業主行動計画として策定するよう啓発活動の取組。そして最後に書かせていただいております、女活法に規定する女性の職業生活における活躍の推進するための支援措置と、この大きな柱3つを改めてこの推進計画のほうに盛り込みをさせていただきました。

これが推進計画の概要となっております。

○委員　もう一度確認なんですけれども、先ほどのこの取り組みの一番下のほうに書かれているこの黒字の部分というのは、プランの中にはない。

○事務局　ありません。あくまでも女活法の中にある文言になっております。

○委員　この今回の女活法を受けて新たにつけ加えたということですね。

例えば「3基本目標の現状と課題に対する取組」のところのイ取組の⑤というのは、まさにその今回の法律を受けてということだと思っておりますが、ただこの法律というのは、基本的に301人以上を義務化しようというのが主た

る法ですよね。でも、300人以下の義務化されていないところも、啓発という形でやっていきたいと思いますという意図はわかるんですが、これ一番大事なことのかなという疑問があります。

つまり、本来やらなければいけないのは、301人以上の義務化されている部分に関して寝屋川市がどう取り組んでいくかっていうのが、新たに黒字として盛り込んでいかなければいけないところではないかなと思うんです。

○事務局 委員がおっしゃるのもわかります。ただ301人以上が義務化になっておりますので、そこに行政がどうアプローチしていくかということよりも、300人以下が努力義務となっておりますので、こちらのほうにアプローチをかけていくべきではないかという意図が、そういうのをこういう形にさせていただいております。

○委員 後もう1点ですが、アが現状と課題、イで取組という形になっていますよね、これセットでみるべきだと思います。例えば今のページですと、現状と課題の部分の1段落目は就業に関すること、2段落目が起業に関すること、3段落目はもう1回その就業に関することとなっています。就業と起業にわけるのであれば、その関係がわかるようにつくっていただけると、大変みやすいのではないかなと思います。

○委員長 プランと参照する上で、これから勉強しやすいように、プランの何ページに対応しているのを事務局のほうからお教えいただけますか。

例えば、「3基本目標と現状と課題に対する取組」で、(1)基本目標Ⅰ：就業や起業に関する支援の推進のところのア現状と課題は、プランの36ページがもとになっているんですね。その下のイ取組は、プランの37ページの左下が対応しているかと思います。

次の(2)基本目標Ⅱ：行政内部における男女平等の推進のところのア現状

と課題は、プランの38ページの上に対応していますね。イ取組のところはプランの38ページの左下の表に対応している。

それから、(3)基本目標Ⅲ：仕事と生活の調和の推進のところはですね、ア現状と課題については41ページの上ですね。イ取組に関しては42ページですかね。

○事務局 はい、そうです。

○委員長 「4女性の活躍推進に向けた体制」も確か、プランの64ページの中で謳っているところだったと思います。

きょうは中身のところまで見ていくのは、難しいと思います。この様式について何か御意見がありましたら、今出させていただきたいと思います。こういった項目が必要じゃないかとか、ここは必要ないんじゃないかとかですね、そういったところでまず御意見いただけたらというふうに思います。

○委員 「3基本目標の現状と課題に対する取組」の(2)基本目標Ⅱ：行政内部における男女平等の推進というところのイ取組の①番の3番目の項目。

「男女雇用機会均等法にのっとりた職員の募集、採用を行います」。これは当たり前のことというか、これ法律にのっとりた採用をしていなかったら法律違反なので、少しこれは当たり前過ぎるかな。

○事務局 おっしゃるとおりだと思います。まずはたたき台、素案といたしまして、プランのほうを記載させていただいております。

○委員長 実はこれは、空白の状態だったのをなかなか議論が深まらないということで、間に合わせていただいたんですね。大急ぎでつくっていただいたというところもありまして、細かいところを見るといろいろあるかもしれませんが、どんどん出してください。

○委員 フレームについてとか文言についてではないんですけども、これ

今から取り組みますということで、宣言していただいているものが、この取組の中に入っていると思うんですけども、庁内内部の各課、各関係所管課にはもうコンセンサス（合意）が取れて、ここに記載されているというこういう理解でよろしいのでしょうか。

○事務局　　まずは審議会の委員の皆様には素案として出させていただきました。と同時に今後関係所管課と調整を図っていくということでございます。

○委員長　　ほかにないでしょうか。ないようでしたら、きょうのところは持ち帰っていただくということで、次回、さらなる御意見をいただいて、改めて審議をしていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

では、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局　　先ほど、委員のほうから「4女性の活躍推進に向けた体制」の（1）寝屋川市男女共同参画審議会の下から2行目「重要事項の調査」につきまして、私のほうから調査ということで御説明させていただきましたが、男女共同参画審議会規則第6条に、所掌事務を遂行するため必要であると認めるときは、資料の説明など協力を求めることができるという条文がございます。ですので、こちら事務局のほうから案として出させていただきました「重要事項の調査」につきましては、若干審議会規則と異なりますので、文言整理のほうさせていただければと考えております。

○委員長　　では、調査のところは消去するということですか。

○事務局　　はい。

○委員長　　わかりました。

それでは、次第3、その他ですけれども事務局から何かございますでしょうか。

○事務局　　そうしましたら次回の第4回目の審議会についてでございます。

日程を調整させていただいた結果、来月3月23日木曜日の14時から、本館2階第1会議室。こちら議会棟の今4階なんですけれども、市役所の本庁の本館の2階のほうに第一会議室という広めの会議室がございますので、そちらの会議室での開催を予定させていただきます。

なお、開催案内につきましては後日御通知申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 委員の方から何かございますでしょうか。

○委員 質問なんです、第2回の議事録送っていただきまして、案の時点では載っておりました傍聴者の記載が削除されていたんですが、これは何か意図がございまして、案の中では、委員長にお諮りして傍聴が4名ありましたというものが、議事録の中には載っていたんですが、ホームページを見ますとそこがなくなっておりまして、単にミスなのか、きちっと傍聴の記録を残していただきたいと思います。それで、確認をしましたら、5月24日の傍聴の記載もありませんでした。ただしそれは私が欠席をしていましたので、なかったのかあったけれども削除されたのかがちょっと不明な状態なので、きちっと委員長から諮っていただいて傍聴の方はお見えなので、議事録には人数を含め記載し、ホームページにもアップしていただきたいというのが私の要望です。

○委員長 ありがとうございます。では、ほかに委員の方から何かございますでしょうか。

なければ、本日の会議はこれを持ちまして閉会にしたいと思います。

皆様どうもありがとうございました。

閉会 午後4時02分